

特定保険料率に相当する財源率について

短期給付事業に係る財源率のうち、高齢者医療制度に対する拠出金に必要な財源率（特定保険料率）は、右の表のとおりです。

特定保険料率は、組合員の皆さんに高齢者医療制度への支援について理解を深めていただくため、周知することとされています。（奈良県市町村職員共済組合定款第40条第2項）

定款上の短期財源率 (所要財源率)	100.72%
----------------------	---------

100.72%のうち	
前期高齢者納付金	20.03%
後期高齢者支援金	18.71%
老人保健・退職者給付拠出金	4.58%
合 計	43.32%

70歳～74歳の方に係る

医療費自己負担割合について

70歳～74歳の方に係る医療費の自己負担割合は、現役並み所得者を除き平成20年4月から法令上2割負担とされましたが、軽減特例措置の実施により平成25年3月まで1割負担に据え置く措置が講じられてきました。この措置が引き続き平成26年3月まで1年間延長されます。



本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

地方公務員共済組合連合会

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成25年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

		(単位: %)	
給料に対する割合 (注)	101.3500	➡	103.5625 (+2.2125)
期末手当等に対する割合	81.08		82.85 (+1.77)

(注) 給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

※ 長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

※平成21年に行われた財政再計算に係る情報については、連合会のホームページに掲載しております。どうぞご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>